

令和4年度 大津市結婚新生活支援事業補助金 申請案内

大津市は、新婚世帯が安心して新生活を送れるように、婚姻を機に市内で新たに住居を取得、賃借又はリフォームに要した費用や引越しに要した費用の一部を支援します。

受付期間

令和4年6月1日（水）から令和5年3月3日（金）まで

受付時間は9：00～17：00（土日・祝休日を除く）

※ 先着順のため、交付金額が予算額に達した時点で受付を終了します。

※ 受付の終了はホームページでお知らせします。

補助金の上限額

補助金の上限額は、30万円です。

（ただし、婚姻時における夫婦の年齢が共に29歳以下である場合は、60万円）

補助対象者及び対象となる費用

（1）及び（2）の要件を満たすことが必要です。

（1）【補助対象者】

- ①令和4年1月1日から令和5年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦。
- ②申請時点において、夫婦の住民票の住所が、申請に係る住居の所在地となっていること。
- ③婚姻時における夫婦の年齢が共に39歳以下であること。

※誕生日の前日に年齢が加算されますのでご注意ください。

- ④令和3年分（2021年）の夫婦の所得を合算した金額が400万円未満であること。

※ただし、次に掲げる場合は、それぞれに記載する計算方法により算出した金額とします。

ア 令和3年中に給与所得又は事業所得があった方で、申請時点において無職である場合
無職である方の給与所得又は事業所得は0円として計算します。

イ 令和3年中に貸与型奨学金の返済を行っている場合

（対象となる所得）＝（夫婦の所得）－（貸与型奨学金の年間返済額）

- ⑤市税の滞納がないこと。
- ⑥婚姻日から起算して3年以上継続して本市内に居住する意思を有していること。
- ⑦暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）でないこと。
- ⑧本補助金の要綱の規定による補助金と同種の補助金等の交付を受けていないこと。

(2)【補助対象となる費用】

令和4年1月1日から令和5年2月28日までの間に、婚姻を機に市内で新たに住居を取得、賃借又はリフォームに要した費用や引越しに要した費用であって、同期間内に支払が完了しているものが補助対象経費です。なお、婚姻日までに取得した住居や、施工したリフォーム工事にあつては、当該婚姻日前1年以内に契約を締結したものに限ります。

また、補助金支給後に補助対象費用が要件に該当しないことが発覚した場合は、支給した補助金の全部又は一部を返金いただく可能性があります。

① 住居に関する費用について

ア 取得する場合

住居の購入費又は工事費（設計費用を含む。）

※土地に関する費用（購入費、造成費など）は、**対象となりません**。

イ 賃借する場合

賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料

※駐車場代、町会費、火災保険料等上記以外の費用は**対象となりません**。

※家賃、共益費は、令和5年3月分までが対象となります。

※家賃、共益費は、同居開始日（住民票で同居が確認できること）以降の分が対象となります。

ウ リフォームする場合

婚姻を機に居住する市内の住居の機能の維持又は向上を図るために行う、リフォーム工事（屋根、内外装、建具、給排水設備、給湯設備、厨房設備、衛生設備等について修繕、増築、改築、設備更新等を行う工事）に要する費用

※事前の相談なく申請された場合は、たとえ支払いが完了している工事費であっても工事内容によっては認定できない可能性もありますので、あらかじめご相談ください。

※以下の費用については、補助の**対象となりません**。

- ・外構費、居住に要する部分以外の工事費、家具、家電、備品等の購入及び設置に要する費用
- ・賃貸借契約書等において貸主が実施するべき修繕等又は借主が貸主の承諾を得ずに実施することができる軽微な修繕等に要する費用
- ・仮住居等の使用に要する費用や用途の明確でない費用
- ・当該住居を所有する者の承諾を得ずに実施したリフォームに要した費用
- ・その他市長がリフォーム費用に関係がないと認める費用

②引越しに関する費用について

引越業者又は運送業者へ支払った費用（運送料、作業員料、梱包費用など）が対象となります。

※不用品の処分費用や引越業者を用いない場合（自身で借りたレンタカー代など）は対象となりません。

- 生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合や、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、その給付金額分は補助対象経費から控除します。

申請手続

申請に係る費用の支払が完了した後に、申請書に必要書類を添えて申請してください。

※領収書等が全て揃った時点で申請してください。

※申請は、メール、郵送又は持参でお願いします。

必要書類（ホームページからダウンロードできます）

申請書等（必須）	
①	補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
②	必要書類チェックリスト
各種証明書（必須）	
③	婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
④	夫婦の住民票（マイナンバーの記載がないもの）
⑤	夫婦それぞれの令和4年度所得証明書（令和3年分） ※源泉徴収票、市・県民税の特別徴収税額の決定通知書は不可です。 ※令和3年中に収入がなかった方、現在無職の方についても必要です。 ※市外から転入された方は、令和4年1月1日時点の住所地の自治体で取得してください。
対象経費に関する書類	
住居を取得した場合	
⑥	住居の売買契約書、工事請負契約書等の写し
住居を賃借する場合	
⑦	住居の賃貸借契約書等の写し
⑧	住居費に係る領収書等の写し ※取得費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料を支払ったことを証する書類 ※夫婦が支払った費用で、支払者、支払日、支払先、内訳、金額が記載されていること。
住居をリフォームする場合	
⑨	住居の工事請負契約書又は請書の写し
⑩	施工業者作成のリフォームの内容が確認できる書類（請求書、工事前後の写真、工事図面など）
⑪	住居費に係る領収書等の写し ※夫婦が支払った費用で、支払者、支払日、支払先、内訳、金額が記載されていること。
引越しをする場合	
⑫	引越しに係る領収書等の写し ※夫婦が支払った費用で、引越日、支払者、支払日、支払先、内訳、金額が記載されていること。
該当する場合等	
⑬	【勤務先から住宅手当の支給を受けている場合】 住宅手当支給証明書（様式第2号）
⑭	【貸与型奨学金を返済している場合】 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（2021年1月から12月に返済したもの）
⑮	【令和3年以後に離職している場合】 離職票の写し等、離職したことが確認できる書類
⑯	その他、市長が必要と認める書類の提出をお願いする場合があります。 例【生活保護による住宅扶助等その他公的制度による家賃補助を受けている場合】 住宅扶助等の金額が確認できる書類

申請先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市役所 政策調整部企画調整課

電話：077-528-2701 Fax：077-523-0460

メール：otsu1001@city.otsu.lg.jp



大津市結婚新生活支援事業補助金

検索

申請から補助金受給までの流れ

1 補助金の交付申請 (申請者 → 大津市)

- ・補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に必要な書類を添えて申請してください。(メール、郵送又は持参)
- ・全ての必要書類を揃えた上で申請してください。



2 書類の受理及び審査 (大津市)

- ・大津市で申請内容の審査を行います。
- ・申請書の記載内容や必要書類に不備・不足がある場合は、補正又は書類提出をお願いすることがあります。



3 決定通知による通知 (大津市 → 申請者)

- ・補助金の対象となる場合は、交付決定通知書(様式第3号)で通知します。



4 補助金の請求 (申請者 → 大津市)

- ・補助金交付請求書(様式第5号)に必要な事項を記入し提出してください。(郵送又は持参)
- ・振込口座が確認できる書類を添付してください。(通帳の写しなど)
- ・補助金に関するアンケートにご協力ください。



5 補助金の振込 (大津市 → 申請者)

- ・指定口座に補助金が振り込まれます。
- ・振込のお知らせは行っておりませんので、指定口座の通帳等でご確認ください。